

令和3年1月14日

播磨町立幼・小・中学校保護者様

播磨町教育委員会

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた町立学校園における対応について
(お知らせ)

平素は、播磨町の教育にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として長期にわたりご家庭でご支援をいただき、重ねてお礼申し上げます。

令和3年1月13日に、近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。については、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、町内の学校園における教育活動を以下のとおりとします。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

なお、今後の状況に変化がある場合は変更が生じる場合があります。

記

1 教育活動

(1) 本県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染リスクの高いとされる活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動は除く）は自粛します。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底にご協力ください。

(2) 学校での取り組みについて

- ・感染リスクが高いとされる活動は行わないようにします。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとるようにします。
- ・マスクの着用を徹底します。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用することができます。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。

- ・各教室において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置を工夫するなど飛沫対策を講じ、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫します。

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。また、「播磨町部活動ガイドライン」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守します。

(2) 令和3年2月7日までの間(本県に緊急事態宣言が発出されている期間)は、大会(※を除く)、練習試合、合宿は行いません。

※令和2年度中体連スケジュール記載大会、中央競技団体、文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応します。

4 保護者の方へ

- ・お子さんの毎日の登園・登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えてください。その際は、欠席扱いにせず出席停止とします。
- ・新型コロナウイルス感染への不安等から休ませたいといった場合は、各学校園へご相談ください。
- ・20時以降の不要不急の外出を自粛するようしてください。